



改正後

食品一般の製造、
加工及び調理基準

食品製造用水(仮称)

冰雪/氷菓の
製造基準

食鳥卵の
製造基準

食肉製品の
製造基準

魚肉ねり製品
の製造基準

生食用鮮魚介
類の製造基準



清涼飲料水

その他の 清涼飲料水

成分規格

性状・金属類・微生物の規格 等

製造基準

原料として用いる水

- ① 水道水
- ② ミネラルウォーター類

- ・冷凍果実飲料の製造基準
- ・原料用果汁の製造基準

水のみを原料とする 清涼飲料水

ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有)

成分規格

性状・化学物質・金属類・
微生物の基準 等

製造基準

原水(微生物の基準)、
殺菌又は除菌

ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無)

成分規格

性状・化学物質・金属類・
微生物の基準 等

製造基準

原水(泉源、微生物の基準)、
殺菌又は除菌なし